

資料3

○ 豊山町結婚新生活支援事業費補助金について

事業の内容

① 補助対象者

次のすべてに当てはまる方

- ア 婚姻日が当該年度の1月1日から翌年3月31日までであること。
- イ 婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下であること。(～R2は34歳以下)
- ウ 申請時に夫婦ともに本町に住民登録をしていること。
- エ 町税などの滞納をしていないこと。
- オ 夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること。(～R2は340万円未満)

※次の場合は所得の計算方法が異なる。

- ・結婚を機に仕事をやめて現在無職の場合(無職は0円で計算する。)
- ・奨学金を返済している場合(その年の返済額を所得から控除する。)

カ 夫婦のいずれか一方でも、過去に本町からこの補助金を受けていないこと。

上記に加えて、補助の対象によって次の要件を満たすことが必要

- ・住宅取得の場合は、対象となる住宅の名義人が夫婦のいずれかであること。
- ・住宅賃借の場合は、対象となる住宅の契約者が夫婦のいずれかであること。
- ・引越し費用の場合は、引越し業者との契約者が夫婦のいずれかであること。

② 補助対象費用

当該年度の前年度の1月1日から翌年3月31日まで(以下「対象期間」という。)に支払った費用で、次の費用の合計額

ア 住居費(取得)

住宅取得のために支払った費用(契約締結日が対象期間内のもの)

※土地代、光熱費、設備購入費、登記に要した費用、旧住宅の解体費用等は除く。

イ 住居費(賃借)

住宅賃借のために対象期間内に支払った下記の費用

賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その支給額を除く。

ウ 引越費

新居に引越しをした際に、引越し業者や運送業者に支払った費用(夫、妻それぞれの引っ越しに要した費用の合計額)

※引っ越しに伴う不用品の処分費用、引っ越しにかかる保険料、レンタカー等により自分で引っ越しをした場合の費用等は除く。

③ 補助限度額

30万円

具体例

現在は町外に住んでみえる方どうしの39歳以下、2人合わせた世帯年収約540万円未満で、4月1日以降、婚姻届と転入届を同時に本町に出して結婚された場合は、引っ越し費用と、住宅費用等について30万円を上限として補助金を交付するものです。